

# 商工 かがわ

The Kakogawa Chamber of Commerce and Industry



## 特集 相続登記が義務化されます ～なくそう、所有者不明土地～



<https://kakogawa-cci.or.jp/>



■クローズアップ  
兵庫県加古川警察署長  
警視正 塩井 学 さん

■エッセイ  
(有)藤川組  
代表取締役 藤川 英典 さん



もくじ



今月の表紙  
『株H・G・F』

事業所データ

◆代表者

代表取締役 かこがわ 福岡 ひろみ

◆ホームページ

<https://hgf11.com/>

◆表紙写真

- ①工房で笑顔の福岡さん。
- ②色とりどりのガラス素材。色の組み合わせは無制限
- ③素材の扱いは慎重に。
- ④人気の「花紐ネックレス」を製作中。福岡さんは色違いのグリーンを着用。
- ⑤一番人気のカラー「赤バラ」。季節・年代を問いません。
- ⑥クリスマスオブジェ。シンプルながら存在感バツグン。
- ⑦百貨店でポップアップストアを出店。品ぞろえ多数。

2 特集

相続登記が義務化されます  
～なくそう、所有者不明土地～

7 クローズアップ

「市民に寄り添った活動で安心安全の街に」  
兵庫県加古川警察署長  
警視正 塩井 学 さん

9 エッセイ

11 会議所のうごき

常議員・監事を選任  
-常議員会・臨時議員総会を開催-

11 会員さんNOW

会員の皆さん、おめでとうございます！  
加古川市技能功労者表彰 受彰

11 団体だより

女性会・青年部

15 会議所からのお知らせ

印刷物入札 他

15 インフォメーション

関係機関からのお知らせ

16 会議所カレンダー

「今月の“こんな日”」

ご覧ください加古川商工会議所のホームページ <https://kakogawa-cci.or.jp/>



ひびひびと手作り、一点もののガラスアクセサリー

「一番人気は赤。元気になるカラーで、小さくても存在感がありますよね」そう話すのは、今月の表紙、株H・G・F代表の福岡ひろみさんです。独学でガラスアクセサリー作りを学び、フリーマーケットなどから販売を始め2009年に開業、2019年に法人化してからは、百貨店でポップアップストアを出店したり、アパレルショップのアクセサリーコーナーなどで販売しています。「フリーマーケットをしていた頃は、いつかここで出店したいなと百貨店を見上げていたんです。今、その夢が叶ったんですから嬉しいですよ」と感慨深げに話します。

福岡さんとガラスの出会いには30年近く前。同級生が開いたガラス工芸教室に見学に行った福岡さんは「なんて綺麗なんだろう」とガラスの美しさに魅了されました。ちょうどその頃「何か自分にしかできないことはないか」と考えていた時期だったこともあり、「挑戦してみよう」と独学でガラスアクセサリーを作り始めました。子供が小さく自宅でする小さい窯を使用していたので、作品はインテリアを飾るような大きな物ではなく、アクセサリーが中心です。

ファッションに彩りを与えるアクセサリー作りでこだわったのが色作り。冒頭の赤色も「大人の赤色を目指した」そうです。そのためにトーンの違う三色の赤のガラス素材を入れることで、華やかななかにも、落ち着きと深みのある赤色、通称「赤バラ」と呼ばれる色が出来上がりました。

デザインも当初は正確性を求めています。「きちんとした形でないといけないという固定観念に囚われていました。でも、お客様からいびつな形でもいい、そのほうが「味」があるという意見をいただき取り入れてみると、想像以上に良いものに仕上がったんです。実は「赤バラ」も鮮やかよりも落ち着いた色をとという声から出来た色です。デザインも色もお客様の声で随分と幅が広がりました」と笑顔を見せます。

「H（ヒロミーズ）・G（グラス）・F（ファミリー）」のFはファクトリーではなくファミリーの「F」。お客様・スタッフ、様々な人に支えられて今があります。私にとっては大切な家族。今後も家族の笑顔が見られるよう、精力的に作品作りをしてまいります」

現在はクリスマス仕様のリース型のブローチなどを製作中。ガラスの透明感は涼やかに、深みのあるカラーは温もりを感じ、オールシーズン使えるのが嬉しい。ファッションを彩るワンピースに柔らかな輝きを湛えたガラスアクセサリーをぜひ。今月19日～29日にヤマトヤシキ古川店3階に出店予定。

# 相続登記が義務化されます

## ～なくそう、所有者不明土地～

令和6年4月から相続登記が義務化されます。今月の特集は、なぜこの制度が必要なのか、こういった内容なのかについて、その概要をお知らせします。あわせて、最近追加・改正のあった相続に関わるその他の制度もご紹介します。

### 相続登記なぜ義務化？

まず「相続登記」とは、不動産の所有者が亡くなった場合に名義を変更し、新しい所有者を明確にするための手続きです。

これまで相続登記を申請するかどうかは相続人の任意とされていましたが、これにより登記簿を見ても所有者のわからない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺の環境悪化や公共工事の阻害など、社会問題となっています。

この問題を解決するため、これまで任意だった相続登記が義務化されることとなりました。

### 義務化はどういう内容？

相続により（遺言による場合を含みます）不動産を取得した相続人は、相続により所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならぬこととされました。

また、遺産分割の話し合いで不動産を取得した場合も、遺産分割

から3年以内に登記をする必要があります。

なお、正当な理由が無いにもかかわらず申請をしなかった場合には、**10万円以下の過料**が科されることがあります。

※正当な理由の例

(1) 相続登記を放置したために相続人が極めて多数に上り、戸籍謄本等の必要な資料の収集や他の相続人の把握に多くの時間を要するケース

(2) 遺言の有効性や遺産の範囲等が争われているケース

(3) 申請義務を負う相続人自身に重病等の事情があるケースなど

相続登記の義務化は令和6年4月1日から始まりですが、今のうちから備えておく必要があります。また令和6年4月1日より前に相続した土地であっても、相続登記がされていないものは義務化の対象（3年間の猶予期間あり）となりますので注意が必要です。



法務省HP

### 相続人申告登記制度とは

遺産分割の話し合いがまとまった

早期に遺産分割することが困難

遺産分割の結果に基づく相続登記  
不動産の相続を知った日から3年以内

相続人申告登記  
不動産の相続を知った日から3年以内

相続関係の複雑さなど様々な事情があり、すぐに相続登記ができないケースも出てきますが、簡易な申請でひとまず相続人としての義務を履行したものとみなす方法

として創設されたのが「相続人申告登記制度」です。

この場合、

①所有権の登記名義人について相続が開始した旨

②自らがその相続人である旨

の2点を申請義務の履行期間内（3年以内）に登記官に対して申し出ること、申請義務を履行したものとみなされます。

そして、各相続人がそれぞれ単独で申告することができるので、他の相続人と話し合う必要も承諾や同意を得る必要もありません。

また、申出をする相続人自身が被相続人（所有権の登記名義人）の相続人であることが分かる当該相続人の戸籍謄本を提出することで足り、法定相続人の範囲及び法定相続分の割合の確定が不要です。相続人申告登記制度のメリットとして、①とりあえず義務を履行でき、②相続人が単独で手間なく、費用もかけず申請できるので、③相続登記の義務不履行による過料を回避できますが、デメリットもあるのが注意が必要です。

一つめは「売却ができない」と

### 相続人がすべき登記申請の内容

#### ○3年以内に遺産分割が成立しなかったケース

- ▶まずは、3年以内に相続人申告登記の申出（法定相続分での相続登記の申請でも可）を行う。
- ▶その後遺産分割が成立したら、遺産分割成立日から3年以内に、その内容を踏まえた相続登記の申請を行う。
- ▶その後遺産分割が成立しなければ、それ以上の登記申請は義務付けられない。

#### ○3年以内に遺産分割が成立したケース

- ▶3年以内に遺産分割の内容を踏まえた相続登記の申請が可能であれば、これを行えば足りる。
- ▶それが難しい場合等においては、3年以内に相続人申告登記の申出（法定相続分での相続登記の申請でも可）を行った上で、遺産分割成立日（死亡日ではない）から3年以内に、その内容を踏まえた相続登記の申請を行う。

#### ○遺言書があったケース

- ▶遺言（特定財産承継遺言又は遺贈）によって不動産の所有権を取得した相続人が取得を知った日から3年以内に遺言の内容を踏まえた登記の申請（相続人申告登記の申告でも可）を行う。

いうことです。

例えば、亡くなった父名義の部屋も住んでいない不動産を売却してその代金を相続人で分配するような場合、亡くなった人の名義のままでは売却できないので、必ず相続人名義に相続登記をしたうえで、名義人となった相続人が売主として契約しなければなりません。

二つめは、「二度手間」になる

ということ、例えば、相続分割協議がまとまらず、とりあえず相続人申告登記をしても、義務は履行していませんが、改めて分割協議が成立してから3年以内に、正式に登記しなくてはなりません。あくまで「不動産の相続人である」ことを表示するのであって、確定した権利（所有権）を登記したも

のではないということです。

三つめは、相続人申告登記をする登記事項証明書（登記簿謄本）に申告した相続人の住所・氏名が記載されます。登記事項証明書は、本人や代理人でなくても、誰でも取得や閲覧が可能です。今までは、登記された所有者と連絡が取れなくなる、市町村役場では配偶者や長男などの住所を調べることは可能ですが、一般的には所有者不明の状態となっていました。今後、相続人申告登記制度がスタートすると、市町村役場で固定資産納税通知書の送付先が不明となった際でも、登記事項証明書（誰でも取得可）を見て申告登記のなされている相続人に送付されることもあるかもしれません。他にも、不動産業者から営業の案内が届く、などが考えられます。

以上を踏まえて、相続人申告登記を行う時は、慌ててせずに、期間内での登記手続きが間に合わないことが濃厚になってから検討・手続きするようにしましょう。

次ページでは、相続関連の他の制度をご紹介します。



相続土地国庫帰属制度

相続した土地について、「遠くに住んでいて利用する予定がない」、「周りの土地に迷惑がかかるから管理が必要だけど、負担が大きい」といった理由により、土地を手放したいというニーズが高まっています。このような土地が管理できないまま放置されることで、将来、「所有者不明土地」が発生することを予防するため、相続又は遺贈（遺言によって特定の相続人に財産の一部又は全部を譲ること）によって土地の所有権を取得した相続人が、一定の要件を満たした場合に、**土地を手放して国庫に帰属**させることを可能とする「**相続土地国庫帰属制度**」が令和5年4月27日からスタートしています。

また、管理コストの国への転嫁や土地の管理をおろそかにするモラルハザードが発生するおそれを考慮して、一定の要件を設定し、法務大臣が要件について審査を実施しています。

自筆証書遺言書保管制度

最近では「終活ブーム」などにより、遺言書を作成したいと考える方が増えてきました。自筆証書遺言書は、**手軽に作成できて、書き直しも容易にできる**。費用がかからない。遺言の内容を自分以外に秘密にすることができるといったメリットがある反面、

- ・形式が要件を満たしていないと遺言が無効になるリスクがある
- ・紛失したり、遺言者の死後に忘れ去られたりするリスクがある
- ・遺言書が勝手に書換えられたり、隠されたりするリスクがある
- ・相続人が勝手に開封してはならず家庭裁判所の検認を受けなければならぬ

などのデメリットもあります。そこで、そのようなデメリットを軽減・解消するために令和2年7月10日からスタートしたのが「**自筆証書遺言書保管制度**」です。

公正証書遺言	自筆証書遺言
<b>【メリット】</b> ・公証人の関与の下、作成されるので <b>信頼性が高い</b> 。 ・公証役場で保管されるので、 <b>改ざんのおそれ</b> が低い。 ・家庭裁判所の <b>検認が不要</b>	<b>【メリット】</b> ・証人不要で、遺言書本人の意思で <b>自由に作成</b> できる。 →形式は <b>厳格なルール</b> 有り。 ・費用があまりかからない。
<b>【デメリット】</b> ・費用がかかる。 ・証人2名が必要で、 <b>内容を秘密に</b> できない。	<b>【デメリット】</b> ・無効になりやすい。 ・紛失、発見されない、 <b>改ざん</b> されるなどのリスクがある。 ・家庭裁判所の <b>検認が必要</b>

自筆証書遺言書保管制度(法務局で保管)

**【メリット】**

- ・遺言の形式ルールをチェックを受けられる（内容の相談はできない）
- ・偽造や書き換えを防ぐ
- ・死亡時に指定した相続人等に遺言書が保管されていることを通知するので、遺言書の**存在を明らかにできる**。
- ・家庭裁判所の**検認が不要**。

**【デメリット】**

- ・遺言者本人が申請に出向かなければならない。病気等による代理も認められていない。
- ・保管してもらう遺言書は**様式が決まっている**（法務省HPにテンプレートあり）
- ・費用がかかる

自筆証書遺言を法務局に預け、画像データ化して保管する自筆証書遺言書保管制度は、自筆証書遺言を用いて円滑に相続手続きを進めるうえで便利な役割を果たしてくれます。

法務省のホームページや専門家のアドバイスを聞くなどして、様々な注意事項をよく確認しておくようにしましょう。

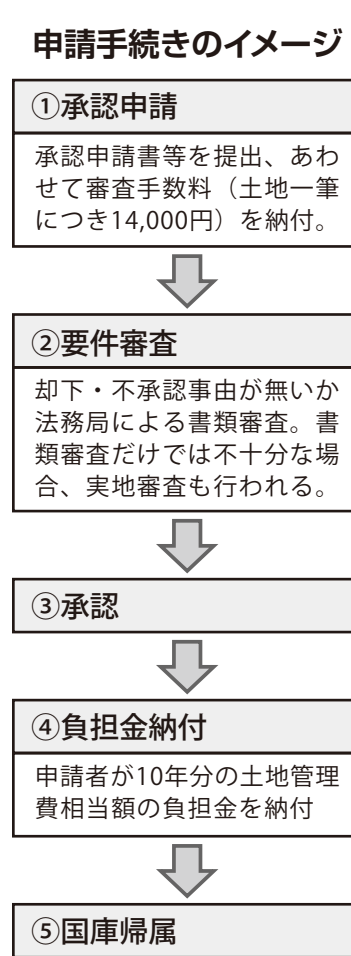


引き取ることができない土地の要件の一例（却下・不承認要件）

- ・建物がある土地
- ・担保権や使用収益権が設定されている土地
- ・他人の利用が予定されている土地  
例：墓地内の土地、水道用地・ため池として利用されている土地等
- ・土壌汚染されている土地
- ・境界が明らかでない土地・所有権の存否や範囲について争いがある土地
- ・一定の勾配・高さの崖があって、管理に過大な費用・労力がかかる土地
- ・土地の管理・処分を阻害する**有体物が地上にある**土地  
有体物の具体例：果樹園の樹木、建物には該当しない廃屋、放置車両等
- ・土地の管理・処分のために、除去しなければいけない**有体物が地下にある**土地  
有体物の具体例：産業廃棄物、井戸、地下にある既存建物の基礎部分やコンクリート片等
- ・隣接する土地の所有者等との争訟によらなければ**管理・処分ができない**土地  
具体例：申請地に不法占拠者がいる場合  
隣地から生活排水等が定期的に流入し続けており土地の使用に支障が生じている場合等
- ・その他、通常の管理・処分に当たって**過大な費用・労力がかかる**土地等  
具体例：土砂の崩壊の危険のある土地について崩壊を防ぐために保護工事を行う必要がある場合  
大きな陥没がある土地について人の落下を防ぐためにこれを埋め立てる必要がある場合



詳しくはこちら



負担金算定の具体例

①宅地	面積に関わらず20万円 ※ただし、一部の市街地（注1）の宅地については面積に応じ算定（注2）	例：100㎡約55万円 200㎡約80万円
②田畑	面積に関わらず20万円 ※ただし、一部の市街地（注1）、農用地区域等の田、畑については、面積に応じ算定（注2）	例：500㎡約72万円 1,000㎡約110万円
③森林	面積に応じ算定（注2）	例：1,500㎡約27万円 3,000㎡約30万円
④その他	面積にかかわらず20万円	

注1：都市計画法の市街化区域または用途地域が指定されている地域。  
注2：面積の単純比率ではなく、面積が大きくなるにつれて1㎡当たりの負担金額は低くなる。



兵庫県加古川警察署長  
しおい まなぶ  
 警視正 塩井 学 さん

### 市民に寄り添った活動で 安心安全の街に

本年4月に加古川警察署に署長として着任された塩井学さんに、管内の現況をお伺いしました。

交通事故の多くは「交差点」「自転車」「高齢者」

加古川警察署は約420名の署員数を抱える県下最大の警察署です。

規模が大きく忙しい署だという覚悟はしていましたものの、本当に事故・事件をはじめ、各種相談など、対応すべきことが非常に多くあります。

当署管内は特に交通事故が多く発生しており、10月末時点での人身事故件数は933件（前年比△40件）、物件事故件数は7,078件（前年比+383件）となっており、飲酒運転検挙

数に至っては79件と県下で一番多く、2番目が51件という数字を見れば突出した件数です。

「これぐらいの距離なら大丈夫」「飲酒運転ぐらい構わない」と考えている違反者も多く、当署においては引き続き飲酒運転を重点的に取り締まることとしております。

また、飲酒した本人が運転するのは論外ですが、飲食店が飲酒運転となるのをわかっていながらお酒を提供したり、仲間内で見て見ぬふりは絶対にしないでください。

飲酒運転は命を奪うことにも繋がる危険な行為だということを忘れてはいけません。

次に注意いただきたいのが「交差点」「自転車」「高齢者」で、自転車関連と高齢者関連の事故はそれぞれ交通事故の3割を占めています。交通事故を減らすためにも、例えば交差点では信号と一時停止を守って安全確認、自転車はヘルメットを着用し、夜間はライト点灯、高齢者は斜め横断せず横断歩道を渡る、などを心掛けてください。

#### 「私は大丈夫」の油断が特殊詐欺被害に

特殊詐欺の被害は一向に無くなる心配を見せません。

当署管内で多く発生しているのが架空請求、還付金詐欺で全被害件数の8

割を超えています。具体的には、架空請求詐欺は、PC・スマホがウイルス感染したと、偽の警告を出して電子マネーを要求したり、還付金詐欺では、どうやって還付と言いながらお金を取っているのか？と思うかもしれませんが、犯人はATMの前まで誘導し、携帯電話を介して「この数字を押して、次はこの数字」と言って巧妙に振込みへ誘導するのです。高齢者などは気付かない間に振り込まされているんですね。

こういったことを未然に防ぐには事業者の協力も必要です。コンビニや金融機関での声掛けによって水際阻止されたものもあり、薬局、病院、介護施設などでの注意喚起が有効です。是非ご協力をお願いいたします。

#### 署員一丸で街の安全を守ります

日頃から署員には、我々にとっては数あるうちの1事案かもしれないが、その方にとってその1回は大変な出来事。被害に遭われた方などの心情に寄り添った対応をするようにとっています。

加古川署には420名もの署員がいるのです。その総合力は県下一であるはずです。今後も皆さんの安全安心を守ってまいります。どうぞお気軽にご相談ください。



# エッセイ

## 「命について」

(有)藤川組 代表取締役 ふじかわ ひでのり  
藤川 英典



住 所: 加古川市平岡町新在家  
2丁目272-8  
T E L: 078-944-3405  
営業内容: 建設業、不動産業



最近、命についてよく考えるようになった。歳のせいなのか、大切な命との別れが続いたからなのか。  
今年の四月、十六年共に過ごしてきた愛犬が、虹の橋を渡って逝ってしまった。名前は「モカ」ポメラニアンの子だった。  
平成二十年に奈良のブリーダーさんから譲ってもらった仔犬のころから賢く、お手、お座りは当たり前、犬にとっては難しい「待て」も出来るようになった。本当に愛らしく、我が家のアイドルだった。

「虹の橋を渡る」は、どうしても愛犬の死を受け入れられない妻が、唯一呑み込めた言葉だった。死んでしまったなんて耐えられない。せめて虹の橋を渡って、幸せなところに行ってほしい、そんな願いがあったのかも知れない。  
八月には、十七年実家で母と共に暮らしたコロナちゃんが逝った。  
「私とコロナとどっちが早いかねえ。せめてこの子が逝くのを送ってやりたい」

そう言っていた齢八十八の母の願いは届き、八月の暑い頃の早朝、コロナの往生を見送った。

今年五十四歳になった私も、先輩、同級生、後輩までもの訃報が届くようになり、更に死について考えることが増えた。今ある幸せな瞬間、何気ない日常。きっと明日もこんな日が来ると信じて疑われない生活を送っている事に気づかされる。

「最後だとわかっていたなら」

9月11日同時多発テロの追悼集会で読まれた詩であり、全世界で話題になったという。私はその話題に乗ったわけではなくこの詩に出会い、今ある平凡な日常のなんと有難いことを認識した。思い返せば、一歩間違えばそんな些細な幸せを失っていたかも知れない

別れ目ともいえる瞬間も多々あったな、と思い出される。家に帰れば当たり前妻が夕飯を用意して鼻歌を歌っている。そんなことも、沢山の奇跡の連続の結果だと、あの詩と出会った後ならわかる。

今、世界では戦争や紛争で、まるで統計の数のように読み流される程の命が失われている。とはいえ、銃弾にさらされることもなく、飢えと渇きに苦しむことも考えにくいこの平和な国日本でも、毎年沢山の命が失われている。そのようなニュースに触れる度に、やりきれない思いが沸いてくる。

どうか全ての命が自分の人生を、生きる権利を侵害されず、モカちゃんのようにコロナちゃんのように安らかに惜しまれ哀しまれながらも、全うして虹の橋を渡ることが出来るよう、心から祈りたい。



藤川家のアイドルだったモカちゃん

常議員・監事を選任

―常議員会・臨時議員総会を開催―

10月3日に令和5年度第2回常議員会を、10月31日に第182回臨時議員総会を開催し、議員の職務を行う者の変更について等の報告事項の他、欠員となった常議員・監事の選任を行い、満場一致で承認されました。

釜谷会頭は挨拶にて、8月に実施された高校生企業見学会に協力いただいた事業所への感謝を述べ、20回目の節目を迎える11月開催の加古川楽市への協力を仰ぎました。

また、ふるさと納税返礼品開発特別委員会では今後、飲食・サービス業にも登録いただき易い方法を検討することを報告しました。

新たに選任された常議員・監事は左記のとおり。

【常議員】

小山 博士

日本毛織(株)加古川事務所

加古川事務所所長代理

【監事】

松本 新吾

東レKPFフィルム(株)

代表取締役社長

(任期) 令和5年10月31日

～令和7年10月31日まで

会員さんNOW

会員の皆さん、おめでとうございます!

第39回(令和5年度)加古川市技能功労者表彰 受彰

11月10日、加古川市役所にて表彰式が開催され、当所会員(代表者)より2名の方が受彰されました。(順不同)

藤原 仙太 様 (株)大黒自動車 代表取締役  
山口 雅也 様 (株)山口電機 代表取締役



(左から) 山口さん、藤原さん

女性会

団体だより

加古川の靴下メーカーがずらり  
―第27回靴下まつりを開催―

11月9日、第27回チャリティ靴下まつりを開催しました。「お客様に喜んでもらえる靴下まつりを」との思いで準備を重ね、迎えた当日、開会前から多くのお客様が開場を心待ちにして並んでいる姿を見て、女性会メンバー同日一日、精一杯のおもてなしをしよう」と気持ちが入りました。オープニングセレモニーでは女性会の中尾るみ子会長の挨拶に続き、来賓の方々によるテープカットで華々しく開会いたしました。



各ブースとても大盛況でワゴンがみえないほどに

加古川の地場産業靴下の製造メーカーが一堂に集い、直販価格で紳士・婦人・子ども用の靴下等の販売を行い、人気商品は開始10分で売り切れるなど、各ブース大盛況でした。

また、女性会メンバーによる喫茶コーナーも復活し、あわせてメンバー事業所の洋菓子やお寿司などの軽食、オリーブオイルなども販売し、お買い物後に飲み物や軽食で疲れを癒す方もいれば、途中に温かい飲み物でホッと一息、足の疲れが取れたら再度会場へ、とパワフルな方もおられ、多くの方に楽しんでいただきました。例年好評のバザーは今年も瞬く間に商品が無くなるほどの大賑わい、大抽選会も歓声と拍手が沸き起こり、会場の熱気がさらに高まっています。

約1,900

名もの方にご来場頂き盛会裏のうちにと終えることができました。ご来場いただいた皆さま、出店事業者の皆さま本当にありがとうございました。収益の一部は後日、加古川市社会福祉協議会に寄付をさせていただきます。



喫茶コーナーで一休み

(理事 間鍋 祥子)



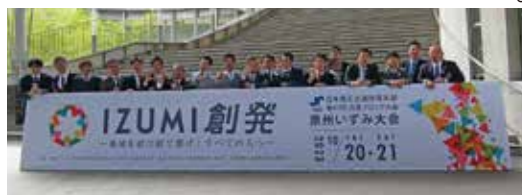
団体だより

近畿地方の同志と交流

ー近畿ブロック大会に参加ー

10月21日、近畿ブロック大会泉州いずみ大会に参加しました。記念式典・記念講演に加え、9つの分科会と物産展が開催され、近畿2府5県のメンバーが集う壮大な大会でした。

記念講演で前大阪市長松井一郎氏は近畿の未来について、特に万博の話を中心に話していただきました。大懇親会と物産展ではゲストも登場し、参加者が一体となり、熱気を帯びた懇親会になりました。



令和7年は加古川YEGが主管で盛り上げます

地域商工業の発展を願う多くの同志がいることを知り、今後のYEG活動の糧となるような経験ができました。令和7年には近畿ブロック大会を加古川が主管します。今大会の経験を踏まえ、加古川大会を成功させるべく、しっかりと準備してまいります。

(研修委員会) / 近畿出向 原田 哲

支えてくれる家族や従業員に感謝

ー家族例会を開催ー

10月22日、高砂市の市ノ池公園にて10月家族例会「みんなの絆を育もう」昔あそびとBBQを開催しました。

今回の家族例会の目的は、我々の活動を家族や従業員の方々と一緒に、より一層の理解と協力をいただくこと、交流を深め、感謝の気持ちを伝えることでした。



メンバーの新たな一面も発見

昔あそびでは、オリジナルめんこ作り、巨大とんとん相撲など、今の時代あまりすることのない遊びをし、子供達とメンバーの笑顔がたくさん生まれました。BQではメンバー間、家族間で良い交流が生まれ、貴重な時間を過ごすことができました。

また、新入会員のメンバーにとって、初の担当例会という事もあり、緊張の面持ちで取り組む姿に感銘を受けました。今後のYEG活動にも、自企業の発展のためにもなる良い経験となりました。

(拡大交流委員長 新田 大)

加古川駅前の発展を目指して

ー地域交流フェスティバルを開催ー

10月29日、加古川駅北側にて、地域交流フェスティバル「未来を見据えた今 我々にできる事」を開催しました。



無料シャトルバスで実証実験

今回は河川敷で行われたカコリバースのイベントと同日開催しました。「東播磨地域づくり活動応援事業」の補助金を活用し、実証実験として加古川駅と河川敷を繋ぐ無料シャトルバスを運行し、市内はもちろん、市外からも来場があり「シャトルバスがあることで両イベントに参加できて良かった」「これからも運行してほしい」と嬉しい言葉も頂きました。

YEGメンバーの飲食店ブースや兵庫大学の学生ブースも賑わいをみせ、このフェスティバルの結果を踏まえ、より良い街作りに繋がるよう取り組んでまいります。

(地域交流委員長 大橋 裕子)

SWOT分析で自社のキャッチコピーを

ー11月例会を開催ー

11月9日、11月例会YEGco-lliege! SWOT分析から始めるマーケティング講座を開催しました。



グループディスカッションで大盛り上がり

マーケティングを学び、その根幹となる相手を動かす言葉「キャッチコピー」を考え、自社企業に活かすことを目的とし、いつもと違う「異」を加え創造力を磨く為、会場を兵庫大学で行いました。同大学現代ビジネス学部長である松本茂樹氏に、SWOT分析をマーケティングに活かす方法をご話いただいた後、大学生にもファシリテーターとして参加してもらい、グループディスカッションを行いました。私たち経営者とは違った目線が加わることで、自社の新たな一面にも気づき、個性豊かなキャッチコピーがたくさん生まれました。「価値を伝えて、相手を動かす」これからの事業に是非役立てていきたいです。

(研修委員長 山本 裕一)



印刷物入札

当所より発注する印刷物に関し、競争見積を実施いたします。内容につきましては、前日にお問い合わせください。(当所会員限定)

●日時 12月22日(金)10時～

●場所 加古川商工会議所

3階事務所

●お問い合わせ 総務管理課

TEL 079・424・3355

兵庫県の最低賃金が改訂されました

地域別最低賃金が令和5年10月1日より

**1,001円**に変更となっております(前年960円)

特定(産業別)最低賃金についても令和5年12月1日より改訂となりますので、兵庫労働局等のホームページでご確認ください。



「国の教育ローン」(日本政策金融公庫)のご案内

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。お子さま1人につき350万円以内を、固定金利(年2.25%(令和5年11月1日現在))で利用でき、在学期間内は利息のみのご返済とすることができます。

詳しくは、「国の教育ローン」で検索していただくか、下記のコールセンターへお問い合わせください。

【教育ローンコールセンター】0570-008656

(ナビダイヤル)または(03)5321-8656

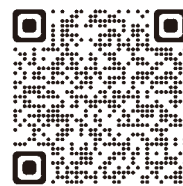
税務署からのお知らせ

インボイス(適格請求書)発行事業者は**消費税の申告が必要**になります

**令和5年10月1日以後**、インボイス(適格請求書)発行事業者になると、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、消費税の申告が必要です。

確定申告には、「税率別消費税額計算表」(**8%と10%の税率の異なるごとに区分して合計**することにより作成)の提出が必要です。

【問い合わせ先】加古川税務署 TEL:079-421-2951



消費税に関する  
パンフレット・手引き

## 「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」

を提出されている方

納期限 令和6年1月22日(月)

相談日時等

月 日	相談会場	相談時間
1月9日(火)	加古川納税会館	9時30分 ～ 15時30分
15日(月)	加古川納税会館	
17日(水)	加古川商工会議所西支所	9時30分 ～ 15時30分
19日(金)	加古川納税会館	



従業員、専従者給与についての年末調整等の相談日を設けていますので、ご都合の良い日にお越しください。

## 年末調整及び法定資料等作成についての相談日

①源泉所得税のかからない方も所得税徴収高計算書（納付書）を提出することになっていきます。

②配偶者特別控除の関係で、従業員の配偶者の方で給与収入等がある方はその収入金額を調べておいてください。

③来所される際には、源泉関係の必要書類を必ずご持参ください。

④各人ごとの給与の合計、全員の給与の合計計算をしておいてください。

⑤生命保険・地震保険等の証明書、各人の年金・健康保険等の金額のわかる書類等をご持参ください。

●お問い合わせ  
指導課

TEL 079-424-3355  
公益社団法人加古川納税協会  
TEL 079-423-6688

## 12月の会議所カレンダー

日	曜日	行事	日	曜日	行事
1	金	広報委員会、(無料)法律相談	19	火	(無料)社会保険・労務相談、(無料)金融相談
4	月	サイバーセキュリティセミナー2023	20	水	(無料)税務相談
12	火	(無料)不動産相談	21	木	西支所休業(～1/9)
14	木	金融・不動産業部会 第232回例会	25	月	(無料)特許・商標知財相談
15	金	(無料)法律相談	29	金	商工会議所休業(～1/3)
【個別経営相談会】5・6・7・12・13・14・19・20・21日			令和6年1月4日(木) 令和6年年賀交歓会		

●「個別経営相談会」は事前予約が必要です。あらかじめご相談内容をお知らせください。(※)  
●無料相談は、変更・中止となることがあります。お手数ですが、事前にお問合せください。  
⇒「特許・商標知財相談」は12月21日(木)までに予約が必要です。あらかじめご相談内容をお知らせください。(※)  
⇒日本政策金融公庫による「金融相談」はWEBミーティング形式での相談となりますので、事前予約が必要です。(※)  
⇒「不動産相談」は当面の間【完全予約制】の【電話相談のみ】となり、12月8日(金)までに予約が必要です。(☆)  
《問合わせ・予約連絡先》※印：加古川商工会議所 電話079-424-3355  
☆印：(一社)兵庫県宅地建物取引業協会 加古川支部 電話079-424-0832

### 商工かこがわ12月号

発行  
2023年12月1日  
発行人  
加古川商工会議所  
〒675-0064  
加古川市加古川町溝之口800  
TEL (079)424-3355(代表)  
FAX (079)424-7157

### 広報委員の“つぶやき”

夕暮れの思いがけない早さに秋の深まりを感じる今日この頃です。それなのに、これを執筆している頃の、この日中の気温は夏ですか？冬の寒さが恋しいような怖いような複雑な心境です。

### 「今月の“こんな日”」

#### ●国連加盟記念日(18日)

1956年(昭31)のこの日、国際連合の総会で全会一致により、日本の国際連合への加盟が可決、80番目の加盟国となりました。